

社会福祉法人 彩生会

役員及び評議員報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人彩生会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に参加する役員及び評議員（以下「役員等」という。）の出席に要する費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監査

(役員等報酬並びに費用弁償)

第 2 条 役員等の報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。ただし、本人から受け取りの辞退があった場合には支給しない。

- (1) 役員等報酬（日当分）

評議員会出席	理事会出席	監事の監査実施時
理事 5,000円	理事 5,000円	10,000円
評議員 5,000円	—	
監事 5,000円	監事 5,000円	

※ 上記の報酬は、所得税控除後の額とする。

※ 理事及び監事に対して各年度の総額が 800,000 円を超えない範囲とする。

- (2) 交通費（費用弁償分）

範囲	理事会の出席・監査
那覇市内	1,000円
上記以外	1,500円

(出張旅費)

第 3 条 役員等が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合、別に定める「旅費規程」に基づき、旅費等を支給する。

(兼務役員)

第 4 条 施設の職員を兼務する役員は、法人職務に限り、この規程を適用することができる。ただし、第 1 条に定める会議等が施設の就業時間内に開催される場合は、適用しない。

附 則

この規程は、法人設立日（平成 29 年 2 月 1 日）より施行する。

この規程は、法人設立日（平成 29 年 2 月 21 日）より施行する。

この規程は、法人設立日（平成 29 年 6 月 28 日）より施行する。